

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針
(案)」に対して寄せられたご意見について

令和5年3月29日
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(案)」について、令和5年1月20日から同年2月18日までご意見を募集したところ、計1021件のご意見をいただきました。

ご意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についてのご意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので、ご了承ください。

今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
P8について 「入所者のうち半数近くの女性が何らかの障害や疾病を抱えている」との記載を踏まえると、既に記載のある性被害からの回復支援だけでなく、障害や疾病等に対する支援内容についても記載すべきではないか。	障害や疾病のある支援対象者に対する当該障害や疾病そのものに対する支援は重要と考えております。一方で、必要とする支援の個別性の高さ等も踏まえ、本基本方針案においては、嘱託医等により、必要な医療の受診や精神科受診等を勧めることや、障害者総合支援法に基づく支援等の活用等を一部記載した上で、個々の支援対象者の状況等に応じ、女性本人に寄り添って意向を丁寧に聞き取りながら個別支援のための計画を策定した上で、ニーズに基づいた支援を行う旨を記載しております。
P9について 「女性自立支援施設（旧婦人保護施設）が提供する支援を受けようと考えていないことや」は、「支援を受け難い現状があることや」に訂正すべき。	御指摘の「支援を受け難い現状があること」については、同ページ後段に記載している「支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること」として記載しております。
P9について 男女の労働格差、賃金格差（男性の賃金の7割）、とりわけ不安定な非正規雇用に女	御指摘の趣旨等も念頭に、基本方針案では、これまでの経緯を踏まえ、女性が、女性であることにより、不安定な就労状況や

<p>性が多く、全世代で女性の貧困率が圧倒的に高いことが、年金の受給にも大きくひびき、現役世代の女性も含め年金世代の女性の貧困世帯が多いことの記述が必要なのではないか。</p>	<p>経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としていることや、中年・高齢世代等を含めた幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに応じた支援を行う旨の記載をしております。</p>
<p>中高年独身女性は、貧困のリスクを抱えて生活をしている人が多く、このことは困難女性の支援をする上で押さえておくべきことである。</p> <p>単身女性が困難・貧困に陥る要因は、男性片働き世帯を重視した性別分業に基づく世帯単位の社会保障・税制度にある。</p>	<p>また、御指摘のように、困難女性支援法のみならず、様々な制度において横断的に取り組んでいくことが必要な課題であると考えております。</p>
<p>P10 について</p> <p>「特に、女性の尊厳を傷つけ（中略）」以降、14行目「連携して支援を行う必要がある」までは大変重要な箇所であり、すなわち世界的に認識されてきた、SRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）性と生殖に関する健康と権利の提唱について、ここできちんと文言として入れるべきではないか。</p>	<p>御指摘の趣旨も念頭に、基本方針案においては、女性が、女性であることにより、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること等を前提としていることを示した上で、妊娠等に関連する支援については、妊娠・出産・中絶等のどの段階においても、母体の危険性、緊急な対応の必要性などに配慮し、支援対象者の意思決定過程を支えながら、適切な専門機関や支援施策と緊密に連携して支援を行う必要性等を記載しております。</p>
<p>P10 について</p> <p>方針に全面的に賛同いたします。ただし、性自認が女性、身体的性別が男性の方は含まないでいただきたいです。あくまでもそれは「区別」であり、「差別」ではありません。暴力を受けた女性にとって、必要なのは安心感です。特に性暴力にあった女性にとって、そこに身体的男性がいないことは「安心感」の必須要件です。私自身が性犯罪に巻き込まれた経験があるので、その点は強く要望致します。支援者含め、関係者を身体的女性のみにしていただきたいです。</p>	<p>性的マイノリティーの方々に対する支援については、様々なご意見があり、今後も議論されるべき課題であることを前提としつつも、現在の基本方針案として、性自認が女性であるトランスジェンダーの方々の支援については「トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。」と記載し、他の支援対象者に配慮しつつ、当事者のニーズに応じた支援を検討していくものとし</p>

<p>P10 について</p> <p>「他の支援対象者にも配慮しつつ」とすることは、トランス女性をそれ以外の女性よりも一段低く取り扱うことを意味し、差別的な内容です。</p> <p>「人権侵害・差別」は誰に対してもあってはならないことです。トランス女性（「性自認が女性であるトランスジェンダーの者」）が様々な人権侵害や差別を受けながら公的保護を受けられない実情を踏まえると、当事者にとっては喫緊の課題であり、行政として必要かつ適切な支援が（公正に）なされるべきです。</p>	<p>ております。</p>
<p>P10 について</p> <p>トランスジェンダーの方々にとって性自認が女性か男性かで困難の差があるとは思えない。本法案は女性ならではの困難についての法案であるが、女性の見目なのに中身が男性というほうが、その困難は強くなっていると想像すべきである。従って性自認が男性であるトランスジェンダーも支援対象に含むべきである。</p>	
<p>P10 について</p> <p>女性であり、かつ、アイヌ等の先住民族の女性や、障がい者、外国人、元受刑者、依存症者、HIV とともに生きる者等のその他のマイノリティ性を併せ持つ人への視点が弱いのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、国籍や出自、様々な疾病や障害、経験等に由来する、様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多い点等を追記しました。</p>
<p>P14 について</p> <p>「若年女性については、児童相談所等の関係機関とも連携しながら、制度の狭間に落ちないように、留意して対応する必要があること。」について、「児童相談所からの依頼に応じ、連携して支援することが望ましい」と趣旨が明確になるよう修正すべき。</p>	<p>若年女性に関する組織間連携については、御指摘のように「児童相談所からの依頼」の場合もありますが、婦人相談所から依頼する場合やその他の機関等からも照会や協力の要請を受けるなど、相互に連携を図る必要があることから、原案の記載としております。</p>

<p>P14、P25 について</p> <p>「ソーシャルワーク支援」の文言は語義の重複等の観点から削除するか別の表現に修正すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を「ソーシャルワークによる」等と修正いたします。</p>
<p>P15 について</p> <p>「保護更生」のための「判定」や「行動観察」は今後実施しない」とのことだが、保護更生のためでなければ「判定」や「行動観察」を実施するということか。それとも「判定」「行動観察」は全く実施しないということか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を「「保護更生」のための「判定」や「行動観察」は今後実施しない」から「「保護更生」を目的に行われてきた「判定」や「行動観察」は今後実施しない」と修正いたします。また、旧売春防止法に基づくこれらの「判定」や「行動観察」に代えて、必要な支援の見極めを行うための十分なアセスメントを実施することを想定しております。</p>
<p>P18 について</p> <p>連携する団体については、財務諸表、役員構成、活動内容などしかるべき情報を公開することを義務付けるとともに、監督・評価する仕組みが必要ではないか。</p>	<p>現在、厚生労働省として女性支援に関し自治体に補助を行っている事業としては、困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業や若年被害女性等支援事業等がありますが、こうした補助事業に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律や地方自治法等に基づき、実施主体である都道府県等により事業の適切な執行のために必要な対応を行うこととされております。</p>
<p>P19 について</p> <p>「女性相談支援センターをはじめ～」について、最初の相談窓口が都道府県の女性相談支援センターであるように読めるため、不適切ではないか。</p>	<p>御指摘の点については、最初の連携先は女性相談支援センターであるべきという趣旨ではなく、困難女性支援法に基づく支援の中核的な機関として、女性相談支援センター、各自治体の女性相談支援員、女性相談窓口を連携先として列挙したものです。</p>
<p>P20 について</p> <p>一泊に限定される必要はなく、むしろ限定しないことが望ましいのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、記載を「宿泊」と修正いたしました。</p>
<p>P22 について</p> <p>「さらに、虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては～」について、未成年児童の一時保護</p>	<p>若年女性の状況に応じて必要な支援を行う必要があり、女性相談支援センターが児童相談所と連携し、児童相談所から女性自立支援施設や民間団体等に対して児童福祉</p>

<p>相談は、児童相談所が窓口であり、女性相談支援センターに一時保護を行う権限があるような記載とするのは不適切ではないか。</p>	<p>法の規定に基づく一時保護委託を行うことも含め、あらかじめ女性相談支援センターと児童相談所の間で、一時保護の際の具体的な手続等の連携方法を十分協議しておく必要があるものと考えております。</p>
<p>P23 について 「市町村の女性相談支援員」を「市町村等の女性相談支援員」に修正していただきたい。(県の福祉事務所にも女性相談支援員がいるから。同じく下から 9 行目の「市町村」を「市町村等」に修正していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を「市町村等の女性相談支援員」と修正いたします。</p>
<p>P23 について 「厳重な秘匿を要する場合と居所を秘匿する必要性は薄く、むしろ社会とのつながりを維持する必要がある」とあるが、この問題意識は元々従来三機関がDV防止法と売春防止法という異質のケアを必要とする任務を一つの機関が担うことが問題だと考える。携帯電話使用等を一律に規制するのではなく、利用者のニーズについて考えていくことが必要ではないか。</p>	<p>御指摘の趣旨は本基本方針案を検討した有識者会議においても議論があり、今後も議論されるべき重要な課題と考えておりますが、本基本方針案においては、御指摘の趣旨も踏まえつつ、「例えば、必要に応じて近隣自治体とも連携しつつ、(略)それぞれの支援に特化した施設の設置等それぞれの課題を踏まえた対応策や支援の在り方の検討に努める必要がある」ものとしております。</p> <p>なお、携帯電話の利用については、令和2年に「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器の使用に関する基本的対応方針」を策定し、様々な制約の中でも可能な限り利用者の意向に沿った対応を行うべきであることを示しております。</p>
<p>P24 について 被害回復支援には、差別や社会的排除など女性以外のマイノリティ属性としての被害経験に起因する困難や生きづらさを抱えている者も多く含まれる旨を記載すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさを抱えている者も多く含まれる旨を追記しました。</p>

<p>P24 について</p> <p>「人間らしい日常生活」から「その人らしい日常生活」とすべき。22行目には「その人らしく」という文言があります。日常生活を取り戻すことを支援するという趣旨からも、書き直した方がよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を「その人らしい日常生活」と修正いたします。</p>
<p>P25 について</p> <p>「心理的支援」「健康支援」の相関関係が不明瞭であり、適切な文言に修正すべき。</p>	<p>御指摘の部分は、「健康」は「医学的支援」及び「心理的支援」の双方により成り立つものと考えております。</p>
<p>P29 について</p> <p>国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に掲げられてきた性暴力ワンストップセンター強化の方針を踏まえれば、本法の実際の運用において性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの緊密な連携は当然のことであり、どのような連携を想定するのかを明確にすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「被害直後からの支援を総合的に行う性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等につなげていくことが重要」である旨を追記しました。</p>
<p>P30 について</p> <p>支援調整会議の構成員に任命される経緯や基準等が一切定義されておらず不透明である。選定基準を明記するべきではないか。</p>	<p>支援調整会議の構成員については、本基本方針案において「関係機関、一時保護または自立支援の委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難問題を抱える女性への支援に従事する者、その他の関係者」と記載しており、こうした記載も踏まえ、各自治体において適切に選定されるべきものと考えております。</p>
<p>P34 (3) ①クについて</p> <p>当該地域の困難な問題を抱える女性の現状と課題を把握するために調査が必要な項目として、「管内の母子生活施設や女性を対象とした生活保護施設等、本法の対象者と同様の女性を支援している、他事業における女性の保護状況」が必要ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「管内の母子生活支援施設や女性を対象とした更生施設等、困難な問題を抱える女性を支援している、他施策における女性の支援状況」を追記しました。</p>
<p>法では、日本国籍以外の女性も支援の対象となると理解しているが、「国籍」だけで</p>	<p>基本方針案では、「法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有</p>

<p>はなく「在留資格」についても、本基本方針案に「在留資格を問わず」と記載するなど、支援対象について国籍や在留資格の有無で制限をかけていないことを明確化すべき。</p>	<p>無、国籍等を問わず、」としており、在留資格の有無で制限をかけていないことを含んだ記述にしております。</p>
<p>国籍を問わないとしているが、本来は日本の法であり、日本国民のみを対象とすべきではないか。</p>	<p>性暴力被害等の困難な問題を抱える女性への支援を目的とした制度であること等を踏まえ、他の社会福祉関係の法令と同様に、国籍を問わず対象としております。</p>
<p>支援の対象は、本基本方針案で個別に記載されている、若年女性やDV被害者、性被害者等に限られないため、中高年女性についても支援の対象となることが明確となるような記載とすべきではないか。</p>	<p>支援の基本的な考え方について、「若年世代から子育て世代、中年・高齢世代と、幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせて、各関係機関や民間団体等とも連携し、支援対象者の立場に寄り添った支援を行うことが必要であること。」と記載しており、対象は若年女性やDV被害者、性被害者に限りません。</p>
<p>国として行う困難女性への支援方法について、SNSを通じて、個人からの相談を受け付け、相談内容に応じて、支援に適切な相談場所を紹介するような方法を行ってはどうか。</p>	<p>国と地方公共団体それぞれの果たすべき役割・機能等も考慮し、国としては都道府県等における相談活動等に対する財政支援等を実施している他、令和5年度からは困難な問題を抱える女性が支援につながるよう、必要な情報発信等を行うプラットフォーム構築等事業を行うこととしております。</p>
<p>本来、困難を抱える国民への支援は行政が行なうべきものだが、被害者にとっては民間団体による支援が望ましいケースもあるため、民間団体による支援が十分に行われるよう、国から予算措置により支援を行うべき。</p>	<p>現在、民間団体支援強化・推進事業等により、新規の民間団体の立ち上げの支援や育成、強化等を図る取組等を行っているところであり、引き続きこうした支援を通じて、困難な問題を抱える女性への支援の強化に努めてまいります。</p>
<p>女性支援に従事する行政職員には、福祉行政全般についての知識が求められることを踏まえ、支援に携わる民間団体の職員にも、基礎的な福祉に関する知識の取得を求めべきではないか。</p>	<p>支援に関わる関係者の資質の向上は重要であり、基本方針案においては、国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を実施し、民間団体の職員も含め、専門的知識の習得及び資質の向上を図ることとしております。</p>

<p>法律の名称が変わっただけで実態は変わらないという事態にならないよう、きめ細かいフォローをしていくべき。</p>	<p>御指摘も踏まえ、引き続き、困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化等に取り組んでまいります。</p>
<p>基本方針に定められている一時保護の要件が適切に運用され、必要な人が保護されるようにしてほしい。</p>	
<p>基本方針に定められた支援が十分に実現できるよう、財政的裏付けのある支援体制を整備してほしい。</p>	
<p>基本方針に基づく女性支援がしっかりと確立されるよう取り組みを進めて欲しい。</p>	
<p>基本方針に賛成する。入所等の支援が終了したあとの、アフターケアも充実させてほしい。</p>	
<p>新法の理念に賛同する。女性支援の事業がより多くの女性に活用してもらえる仕組みとなるようにして欲しい。</p>	
<p>女性が暴力から救われる場所があることをもっと周知してほしい。</p>	